

平成27年度 第1回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成27年4月27日（月） 午後2時00分 開議

- | | | |
|------|-------|--|
| 日程第1 | 承認事項 | 会議録の承認について（平成26年度第12回定例会） |
| 日程第2 | 報告 | 教育長報告 |
| 日程第3 | 議案第1号 | 宮古島市立教育研究所長の委嘱について |
| 日程第4 | 議案第2号 | 宮古島市立小中一貫教育学校結の橋学園教育課程研究推進協議会設置要綱について |
| 日程第5 | 議案第3号 | 宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令について |
| 日程第6 | 報告第1号 | 臨時代理処分の承認について（宮古島市預かり保育パート補助員要綱の一部を改正する訓令について） |
| 日程第7 | その他 | 「自衛隊関与の雪遊びに抗議し、今後学校教育へ自衛隊を関与させないよう求める要請」について |
| 日程第8 | その他 | 「来間小学校グラウンドのトラックコース外側周囲の使用許可申請」について |
| 日程第9 | その他 | 「宮古島市立宮原小学校廃校後の跡地利用に関する要請書の提出」について |

議案第1号

宮古島市立教育研究所長の委嘱について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成27年4月27日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立教育研究所長の委嘱について、承認を得る必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立教育研究所長

氏名	住所	生年月日	最終職歴
多良間 勉	宮古島市 [REDACTED] [REDACTED]	[REDACTED]	前宮古島市立教育 研究所所長

議案第2号

宮古島市立小中一貫教育学校結の橋学園教育課程研究推進協議会設置要綱
について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成27年4月27日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市立小中一貫教育学校結の橋学園の教育課程について、協議会を設置し研究・協議を行うには、要綱を制定する必要があるため、本案を提案します。

別紙

宮古島市立小中一貫教育学校結の橋学園教育課程研究推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 宮古島市立伊良部島小学校、伊良部島中学校の小中一貫教育教育課程編成にかかる課題について研究・協議を行うため「宮古島市立小中一貫教育学校結の橋学園教育課程研究協議会（以下「協議会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について研究・協議を行うものとする。

- (1) 宮古島市立伊良部島小学校、伊良部島中学校の小中一貫教育教育課程編成に係る諸課題に関する事
- (2) 宮古島市立伊良部島小学校、伊良部島中学校のランドデザインの作成に関する事
- (3) その他必要事項に関する事

(組織)

第3条 協議会は20人以内で組織し、次に掲げる者の中から教育長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 伊良部地区小中学校長
- (2) 伊良部地区小中学校教職員
- (3) 宮古教育事務所指導主事
- (4) 宮古島市教育委員会指導主事
- (5) 市教育行政職員
- (6) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は、会長が委員の中から指名する。
- 4 会長は、会務を総括し、協議会を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、教育部学校教育課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第3号

宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成27年4月27日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

生活保護制度の見直し及び消費税法の改正に伴い、関係例規を整理する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市就学援助事務取扱要綱の一部を改正する訓令

宮古島市就学援助事務取扱要綱（平成23年宮古島市教育委員会訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第5条中「第1類+第2類（冬季加算を含む。）」を「（生活扶助基準（第I類+第II類）①の3分の1+生活扶助基準（第I類+第II類）②の3分の2）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

要保護準要保護児童生徒援助金支給表

援助の費目	支給対象		支給額
学用品費 (通学用品費含む)	小	1年生	年額 11,420円
		2～6年生	年額 13,650円
	中	1年生	年額 22,320円
		2・3年生	年額 24,550円
校外活動費 (宿泊伴う)	小	5年生	実費(限度額3,570円)
	中	1年生	実費(限度額6,010円)
校外活動費 (宿泊を伴わない)	小	全学年	実費(限度額1,550円)
	中	全学年	実費(限度額2,240円)
新入学児童生徒 学用品費	小	1年生	年額 20,470円
	中	1年生	年額 23,550円
学校給食費	全学年		実費
医療費	学校病で学校からの医療券で治療する者		実費

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

報告第1号

臨時代理処分の承認について（宮古島市預かり保育パート補助員要綱の一部を改正する訓令について）

上記案件については、宮古島市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第2条の規定により宮古島市教育委員会へ付議する事項となっているが、教育委員会に付議する暇がないため、同規則第4条の規定により臨時に代理することとしたのでこれを報告し、承認を求める。

平成27年4月27日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

宮古島市預かり保育パート補助員要綱の一部を改正する訓令

宮古島市預かり保育パート補助員要綱（平成26年宮古島市教育委員会訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第5条に次の1号を加える。

(3) 前2号に規定する勤務時間以外のパート補助員の勤務時間は、任用の実態により、教育長が別に定める。

第6条第1項に次の1号を加える。

(3) 第5条第3号の規定によるパート補助員の場合は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。